

●表 9-1 ● 母子保健法による用語の定義

① <b>妊娠婦</b> ：妊娠中または出産後 1 年以内の女子
② <b>新生児</b> ：出産後 4 週（28 日）未満の児 ＊新生児のうち、出産後 1 週（7 日）未満の児を <b>早期新生児</b> とすることもある
③ <b>乳児</b> ：出生後 1 年未満の児
④ <b>幼児</b> ：満 1 歳から 6 歳の就学期までの児
⑤ <b>未熟児</b> ：身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでの者
⑥ <b>低体重児</b> ：出生時の体重が 2,500g 未満の乳児
⑦ <b>保護者</b> ：親権を行う者、後見人その他の者で、乳児または幼児を現に監護する者

## B 母子保健活動の現状

平成 8（1996）年の厚生省（現在の厚生労働省）児童家庭局母子保健課長通知「母子保健計画の策定について」において、市町村は、妊娠、出産、育児、その他健やかな子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性などについて検討を加え、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るために体制の確立に向けた**母子保健計画**を策定し、おおむね 5 年ごとに再検討し、必要な修正を加えることになった。平成 17（2005）年度以降は母子保健計画を**市町村行動計画**の一部として組み込むことが適当とされた。

主要な母子保健施策を図 9-1 に示す。

### 1 妊産婦と乳幼児に対する保健指導

市町村は、妊娠、出産または育児に関して必要な保健指導を行い、保健指導を受けることを勧奨しなければならない。具体的には**母（両）親学級**、**育児学級**などの**集団保健指導**と、必要に応じて**保健師**や**助産師**による妊娠婦、新生児に対する**個別の訪問指導**が行われている。

### 2 妊産婦と乳幼児に対する健康診査

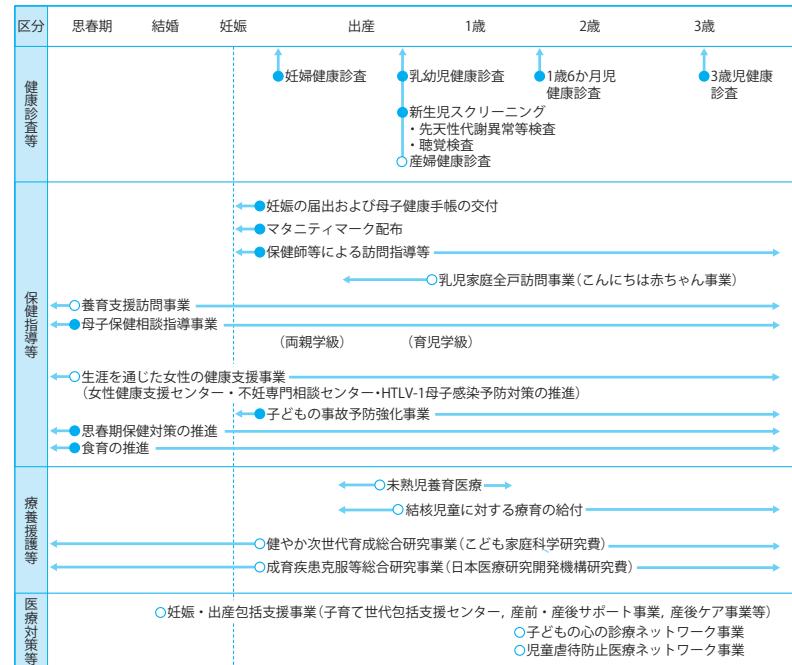
市町村は 1 歳 6 か月児と 3 歳児に健康診査を行わなければならない。このほか、市町村は、必要に応じて妊娠婦または乳幼児に健康診査を行い、健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

### 3 妊娠の届出と母子健康手帳の交付

妊娠した者は、すみやかに**市町村長**に**妊娠の届出**をしなければならない。市町村は、妊娠の届出をした者に**母子健康手帳**を交付しなければならない。

### 4 低出生体重児の届出

**体重 2,500g 未満**の低出生体重児が出生したときは、その保護者は、すみやかにその旨をその乳児の現在地の**市町村**に届け出なければならない。これによって、市町村は**助産師**や**看護師**、**保健師**による**未熟児訪問指導**を行っている。



●図 9-1 ● 母子保健対策の体系

注：○国庫補助事業 ●一般財源による事業  
(厚生労働統計協会 編：国民衛生の動向 2023/2024、厚生労働統計協会、2023)

### 5 未熟児養育医療

市町村は、未熟児に対して**養育医療**の給付を行い、または養育医療に要する費用を支給することができる。

### 6 自立支援医療（育成医療）

市町村は、**自立支援医療（育成医療）**に要する費用を支給することができる。

#### 自立支援医療

①精神通院医療、②更生医療、③育成医療がある。そのなかの**育成医療**は、障害のある 18 歳未満の児童で、**自立支援医療指定医療機関**における治療によって確実な治療効果を期待できるものに対する**公費医療負担制度**である。

障害の範囲は、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・咀嚼機能、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ほうこう、直腸、小腸または肝臓機能、先天性の内臓機能、免疫機能の障害である。